

武豊町地域公共交通会議規約（案）

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通に関わる諸問題について調査研究し、より良い交通政策の策定及びその推進に資するため、さらに、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために、武豊町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項等）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 地域交通のあり方や交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた輸送サービスの範囲、形態及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) その他交通会議が必要と認めること。

（委託）

第 3 条 交通会議は、前条に規定する業務について、委託することができる。

（組織）

第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民及び利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体

- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 関係行政機関の職員で、各機関の長が指定する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任を妨げない。
(役員)

第5条 交通会議に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 座長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
- 2 会長は町長とし、交通会議を代表する。
 - 3 副会長及び会計並びに監事は会長が指名する。
 - 4 座長は委員の互選により決める。
 - 5 座長は交通会議の議長となる。
 - 6 武豊町に対する申請及び契約に関しては、副会長が交通会議を代表する。
(会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 委員は委任状により代理者を出席させることができる。
- 3 交通会議は委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 交通会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決する。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

第8条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、武豊町総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

武豊町地域公共交通会議会計規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、武豊町地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第8条の規定に基づき、武豊町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、武豊町からの補助金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに武豊町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条の第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用）

第5条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむを得ない

と判断したときは、歳出予算を流用することができる。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

第7条 交通会議の出納員は、規約第5条第3項の規定に基づき、会長から指名を受けた会計とする。

2 交通会議の会計は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を掌る。

(収入及び支出に関する簿冊)

第8条 交通会議の会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 収入調書

(3) 支出負担行為決議書

(4) 支出調書

(5) 予算流用調書

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく公共交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、規約第5条第3項の規定に基づき、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに武豊町長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、交通会議の会計に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り決める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	使用料	1	使用料	1	使用料
3	補助金	1	補助金	1	補助金
4	諸収入	1	諸収入	1	雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	事務費	1	事務費	1	事務費
2	事業費	1	事業費	1	事業費
3	負担金	1	負担金	1	負担金
4	予備費	1	予備費	1	予備費

武豊町地域公共交通会議庶務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、武豊町地域公共交通会議規約第9条の規定に基づき、武豊町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局長は、武豊町総務部長をもって充てる。

3 事務局員は、武豊町総務部企画政策課の職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 交通会議の会議に関すること。

(2) 交通会議の資料作成に関すること。

(3) 交通会議の庶務に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、武豊町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類、形状、寸法及び管理者は、別表

のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、武豊町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

